

令和7年4月

保護者のみなさまへ

香芝市教育委員会事務局
学 校 教 育 課 長

マイナンバー（個人番号）の記入について

標記の件につきまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）施行に伴い、就学援助及び特別支援教育就学奨励費の支給に関わる事務について世帯員全員のマイナンバーを記入していただくこととなっています。マイナンバーは以下の手続きにのみ使用し、適切な安全措置をもって管理いたします。

- ◎就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務
- ◎特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務

【マイナンバー提出の根拠について】

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」
第9条第2項 地方公共団体の長その他の執行機関は福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度でマイナンバーを利用することができる。

これは個人番号を利用するかどうかを個別の市町村の裁量に委ねるという意味ではなく、番号法の趣旨に鑑みて、法に規定された事務については全ての自治体において個人番号を利用すべきであるとの見解が内閣府番号制度担当室より示されています。

以上の理由より、申請書にマイナンバーの記入をお願いします。

香芝市教育委員会事務局
学校教育課
電話 0745-44-3335